

第5章 平均給与額

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除いてすべて平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等に乗ずることによって決められるものであることから、平均給与額は誤りなく計算される必要があります。

この平均給与額の算定は、実質的には、被災職員の所属する部局等においてなされるものであるため、地方公共団体等の補償事務担当者は細心の注意を払って行ってください。

第1節 平均給与額の算定

第1 基本的事項

1 算定の基礎となる給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類は、法第2条第5項において定められています。

具体的には、給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び3か月を超える期間ごとに支給されるものを除く。）です。期末・勤勉手当や児童手当は、この給与に含まれません。

また、令第1条に規定するいわゆる常勤的非常勤職員の場合は、これらの給与に相当する給与が該当します。上記の手当によらないものがある場合には、基金都支部にお問い合わせください。

2 算定方法の種類

平均給与額の算定方法は、法第2条及び規則第3条に規定されています。具体的には、次の表の(1)から(8)までの8通りがあり、実務上は「平均給与額算定書」（記入留意事項はP. 300）を使用して算定を行います。

また、算定に当たっては、いずれか一つの算定方法を用いればよいというものではありません。個々の事情に応じて、いくつかの算定方法による計算を行い、その結果、最も高額となったものを平均給与額として決定することとなります。

なお、これら(1)から(8)までの計算方法のほかに、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定、年金たる補償及び休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額並びに最低保障額が定められています（第5章 第1節 第3 その他の算定方法 P. 293～295 参照）。

算定方法の種類

算定方法	該当事例
(1) 法第2条第4項本文による計算 (原則計算) (A)	・過去3か月間（その期間に採用された者は職員となった日までの間）に給与が支払われている事例…通常的事例
(2) 法第2条第4項ただし書による計算 (最低保障計算) (B)	・給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制で支給されている事例 …時間外勤務手当、日額特勤手当等の支給がある事例
(3) 法第2条第6項による計算 (控除計算) (C)、(C')	・P. 284 に列挙されている控除日がある事例 ・控除日があり、かつ(B)のように出来高の給与等がある場合、(C') も計算します。
(4) 規則第3条第1項による計算 (採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算) (D)	・採用された日の属する月に災害を受けた事例 ・給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる事例 ・控除日が、過去3か月間の全日数にわたる事例
(5) 規則第3条第2項による計算 (採用の日に災害を受けた場合の計算) (E)	・採用された日に災害を受けた事例
(6) 規則第3条第3項による計算 (比較計算) (F)	・補償を行うべき事由の生じた日を採用の日と見なした場合の計算と(1)～(5)との比較（※離職後に補償を行うべき事由が生じた場合は、(H)として計算）
(7) 規則第3条第4項による計算 (G)	・災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた事例
(8) 規則第3条第6項による計算 (基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算) (H)、(I)、(J)	・離職後に補償事由が生じた事例等
<p>注意事項</p> <p>1 各アルファベットは、「平均給与額算定書」における計算方法の記号です。</p> <p>2 複数の事例に該当するときは、該当する算定方法をすべて計算します。 (例：過去3か月に支払われた給与があり、時間外手当の支給があるとき→(1)、(2)、(6)を計算)</p> <p>3 (6)は、補償事由が生じた場合には必ず行い、補償を受ける間に昇給や給与改定等があった場合は、その都度、計算します。</p> <p>4 各計算により得られた平均給与額が最低保障額に満たない場合は、当該最低保障額を平均給与額とします(K)（ただし、年金たる補償に係るものは除きます。P. 294 参照）。</p> <p>5 年金たる補償を行う場合又は療養の開始後1年6か月を経過した後に休業補償を行う場合は、基準日における年齢階層に応じた最低限度額・最高限度額が定められています(L) (P. 293～294 参照)。</p> <p>6 派遣法による派遣期間中の被災等、特殊な事例の算定方法は第3 (P. 294) 以降を参照してください。</p>	

各算定方法の詳細については、P. 280（第5章 第1節 第2 各算定方法の内容）以降で説明していますが、ほとんどの場合、上表の算定方法をいくつか組み合わせて計算することとなります。

3 1か月当たりの通勤手当の算定方法

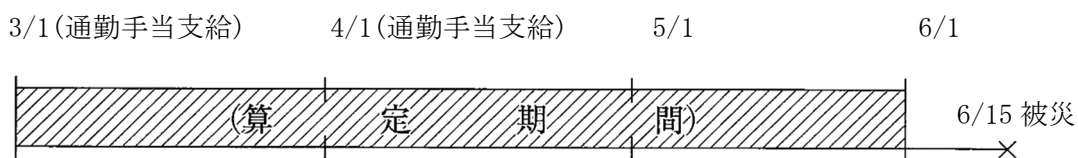
平均給与額を算定するためには、1か月当たりの通勤手当の額をあらかじめ算定しておく必要があります。月ごとに当該月分の通勤手当が支給されている場合は、その額が1か月当たりの通勤手当の額であり、数月分が一括支給されている場合には、当該通勤手当の額を支給単位期間（6か月等）の月数で除して得た額が1か月当たりの通勤手当の額となります。

また、災害発生の日の属する月の前月までに条例等の規定による返納事由が発生した場合は、返納後の額を基に1か月当たりの通勤手当の額を算定します。

なお、実務上、各月ごとの額に円未満の端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行わず、分数表記します（ただし、平成16年4月分までの間に支給された通勤手当についての端数は分数表記せず、支給対象期間の最終月に一括支給されたものとしします。）。

1か月当たりの通勤手当の計算例

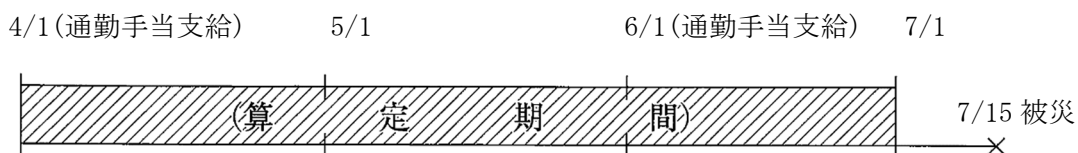
例1



通勤手当支給額 3月 20,000円（支給単位期間：1か月）
 4月 100,000円（支給単位期間：4～9月分の6か月）
 5月 4月に一括支給されているため、支給なし

1か月当たりの通勤手当の額 3月 20,000円
 4月 16,666円 2/3（=100,000÷6か月）
 5月 16,666円 2/3（=100,000÷6か月）

例2（返納がある場合）



▲（5月返納事由発生：75,000円を返納）

通勤手当支給額 4月 120,000円（支給単位期間：4～9月分の6か月）
 5月 4月に一括支給されているため、支給なし
 [※5月に返納事由が発生：6～9月分の75,000円を返納]
 6月 60,000円（支給単位期間：6～9月分の4か月）

1か月当たりの通勤手当の額 4月 22,500円（=（120,000円－75,000円）÷2か月）
 5月 22,500円（=（120,000円－75,000円）÷2か月）
 6月 15,000円（=60,000円÷4か月）

第2 各算定方法の内容

1 法第2条第4項本文による計算（原則計算）

平均給与額は、原則として、災害発生日（再発の場合は、初発傷病の災害発生日）の属する月の前月の末日から起算して過去3か月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間。以下この章において「過去3か月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額とされています。

「給与の総額」とは、過去3か月間の勤務に対して支払われるべき給与を意味します。また、その間の給与が遡及して改定された場合は、改定後の金額となり、時間外勤務手当、日額特殊勤務手当等のように、給与支給事務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います（「平均給与額算定書」を記入する際、これらの手当については支給月ではなく勤務実績のあった月の欄に記入する必要があります。）。

計 算 例 (1)	法第2条第4項本文による計算（原則計算）	〔ケース〕 10月25日に公務災害を受けた場合			
〔図 解〕					
<p>The diagram shows a horizontal timeline with markers for July, August, September, and October 25th. A bracket underlines the months of July, August, and September, labeled '算定期間' (Calculation Period). An 'x' marks the date '10月25日' (October 25th), labeled '災害発生' (Disaster Occurrence).</p>					
〔給与内訳〕					
給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤 務 した 日 数	23日	21日	22日	66日	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円
	時 間 外 勤 務 手 当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	宿 日 直 手 当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	356,677 ¹ / ₃ 円	354,761 ¹ / ₃ 円	360,509 ¹ / ₃ 円	1,071,948円
※この例では、寒冷地手当の支給はありません。					
〔計算方法〕					
◎ 法第2条第4項本文による額（原則計算による額）					
$= \frac{7、8、9月の給与総額}{7、8、9月の総日数} = \frac{1,071,948円}{92日} = 11,651.60円$					

また、誤払い又は未払いの給与が認められた場合には、その期間の勤務に対する本来の給与が平均給与額の計算の基礎となるものであることから、これらを正しく計算して平均給与額を査定する必要があります。

特に、心・血管疾患、脳血管疾患や精神疾患・自殺事案など長期間に及ぶ時間外勤務が認められる事案については、補償事務担当者は、勤務の実態や時間外勤務手当等の支払状況を調査するなど、適正な平均給与額の査定に十分留意する必要があります。

さらに、平成26年4月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る平均給与額であって、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえ、平成25年度に新たに行われた給与減額支給措置により減ぜられた給与を基に計算するものについては、当該措置がないものとして、平均給与額を再計算することとなります。

寒冷地手当が支給されている場合には、被災職員が災害発生日の日において寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去1年以内に支給を受けたときに限り、その額に5を乗じて365で除して得た額を平均給与額に加えます。

また、過去3か月間の「総日数」とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことです。

法第2条第4項本文による額
 =過去3か月間（その期間内に職員となったときは、その職員となった日までの間）の給与総額
 ÷総日数+寒冷地手当の額×5÷365 （※寒冷地手当の額は該当する場合にのみ加えます。）

計 算 例 (2)	法第2条第4項本文による計算（原則計算）	[ケース] 4月1日に採用され、5月17日に災害を受けた場合																											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[図 解]</p> <p>採用(4月1日) ———— 4月 ———— 5月17日 算定期間 × 災害発生</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>[給与内訳]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">給 与 期 間</th> <th style="width: 30%;">4月1日から 4月30日まで</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 日 数</td> <td>30日</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">30日</td> </tr> <tr> <td>勤 務 した 日 数</td> <td>22日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">給 与</td> <td>給 料</td> <td>182,400円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td>31,008円</td> </tr> <tr> <td>住 居 手 当</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>通 勤 手 当</td> <td>11,833¹/₃円</td> </tr> <tr> <td>時 間 外 勤 務 手 当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>宿 日 直 手 当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>234,041¹/₃円</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">234,041¹/₃円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※この例では寒冷地手当の支給はありません。</p> </div> </div>			給 与 期 間	4月1日から 4月30日まで	計	総 日 数	30日	30日	勤 務 した 日 数	22日	22日	給 与	給 料	182,400円	扶 養 手 当	0円	地 域 手 当	31,008円	住 居 手 当	8,800円	通 勤 手 当	11,833 ¹ / ₃ 円	時 間 外 勤 務 手 当	円	宿 日 直 手 当	円	計	234,041 ¹ / ₃ 円	234,041 ¹ / ₃ 円
給 与 期 間	4月1日から 4月30日まで	計																											
総 日 数	30日	30日																											
勤 務 した 日 数	22日	22日																											
給 与	給 料	182,400円																											
	扶 養 手 当	0円																											
	地 域 手 当	31,008円																											
	住 居 手 当	8,800円																											
	通 勤 手 当	11,833 ¹ / ₃ 円																											
	時 間 外 勤 務 手 当	円																											
	宿 日 直 手 当	円																											
	計	234,041 ¹ / ₃ 円	234,041 ¹ / ₃ 円																										
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 法第2条第4項本文による額（原則計算による額）</p> $= \frac{\text{4月の給与総額}}{\text{4月の総日数}} = \frac{234,041\frac{1}{3}\text{円}}{30} = 7,801.37\text{円}$																													

2 法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）

過去3か月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3か月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなります。そこで、このような場合を救済するために最低保障として次の(1)又は(2)の計算を行います。

(1) 過去3か月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に100分の60を乗じて得た額（寒冷地手当が支給されている場合には、その金額を加えた額。下記(2)の場合も同じ。）

(2) 過去3か月間において、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に100分の60を乗じて得た額とその他の部分の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額

法第2条第4項ただし書による額

(1)の場合

給与総額÷勤務した日数×60/100

(2)の場合

日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額（時間外勤務手当等の総額）÷勤務した日数×60/100+その他の給与総額÷その期間の総日数

なお、この計算を行う場合における「勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められた給与」とは、宿日直手当、日額特殊勤務手当、休日勤務手当等、勤務した日により算定されるものや、時間外勤務手当等、勤務した時間により算定されるもののことをいいます。したがって、これらの手当が支給されている場合は、法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）を行うこととなります。

また、「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、現実に勤務しなくても給与支給の対象となる日（例えば有給の休暇、国民の祝日等）が含まれます。逆に、「勤務した日数」に含まれないものは給与の支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の勤務を要しない日及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等で現実に勤務しなかった日をいいます。

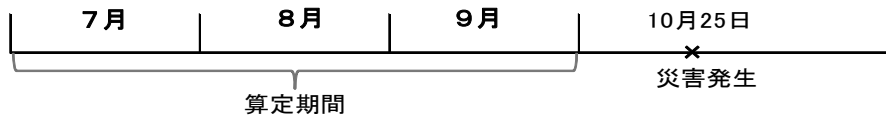
問 次に挙げる日で、「勤務した日数」に含まれないものはどれですか。

(1)週休、(2)年休、(3)夏休、(4)国民の祝日、(5)育児休業をした日、(6)育児部分休業をした日、(7)病欠休暇、(8)子どもの看護休暇、(9)公務災害のため全部休業（無給）した日

答 「勤務した日数」に含まれないものは、(1)週休、(5)育児休業をした日、(9)公務災害のため全部休業（無休）した日です。現実に勤務しているか否かにかかわらず、その日が給与の支給対象となっているかどうかにより判断します。

計 算 例 (3)	法第2条第4項ただし書による計算 (最低保障計算)	[ケース] 10月25日に被災した場合
-----------	---------------------------	------------------------

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	21日	22日	66日	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	宿日直手当	円	円	円	円
	月額特勤手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
	日額特勤手当	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
	計	383,880 ¹ / ₃ 円	383,344 ¹ / ₃ 円	387,712 ¹ / ₃ 円	1,154,937円

73,886円

[計算方法]

(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額)

$$= \text{時間外勤務手当} + \text{日額特勤手当} = 59,396 \text{円} + 14,490 \text{円} = 73,886 \text{円}$$

(その他の給与の総額)

$$1,154,937 \text{円} - 73,886 \text{円} = 1,081,051 \text{円}$$

◎ 法第2条第4項ただし書による額 (最低保障計算による額)

$$= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与の総額}}{\text{総日数}}$$

$$= \frac{73,886 \text{円}}{66 \text{日}} \times \frac{60}{100} + \frac{1,081,051 \text{円}}{92 \text{日}} = 671.69090 \dots + 11,750.55434 \dots = 12,422.24524 \dots$$

$$= 12,422.24 \text{円}$$

3 法第2条第6項による計算（控除計算）

この計算方法は、過去3か月間に職員の責めに帰すことのできない事由等によって勤務することができなかつた日等がある場合に使用します。過去3か月間に勤務しなかつた期間があるときは、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、原則計算による額が低くなるので、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないように、過去3か月間に次に列挙する日（控除日）がある場合は、その日数及びその間の給与は、その期間及びその給与の総額からそれぞれ控除して計算します。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した額が、控除して計算した額より高額となる場合には、その額が平均給与額となります。

なお、控除計算を行う場合でも、日、時間又は出来高払制によって定められた給与（時間外勤務手当等）が支払われているときは、前記2の法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）も行うこととなります。

控除日

- (1) 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日（年休等であっても療養のために勤務できなかつたと認められるすべての日を含む。）
- (2) 被災職員が、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかつた日
- (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日、部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日及び承認を受けて育児短時間勤務をした日
- (4) 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日
- (5) 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかつた日
- (6) 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
- (7) 親族の傷病の看護のため勤務することができなかつた日
- (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかつた日

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するときも、その日を全く勤務しなかつたものとして控除することとなります。また、上記控除日(1)の負傷・疾病には、私傷病も含まれ、勤務の形態（年休・病休等）は問われないものとされています。

「その間の給与」とは、原則として、控除事由に該当する日の属する月に月額で支給されるべき給与の月額（実際に支給された給与が欠勤等により日割り計算されたものであつても、本来支給されるべき1か月当たりの給与）を、また、通勤手当については、規則第3条第5項で規定する各月ごとの合計額を、それぞれその月の暦日数で除して得た額に、当該月の勤務できなかつた日数又は勤務しなかつた日数（控除日数）を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額に5を乗じて得た額を365で除して得た額のことです。

また、控除日に時間外勤務を行つていた場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。なお、控除日がある場合は、「平均給与額算定書」の備考欄にその旨を記載する必要があります。

[控除する給与]

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{月額で支給されるべき給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）}}{\text{その月の総日数}} \times \text{控除日数} \\ &+ \frac{\text{平均給与額算定の基礎となる寒冷地手当の月額} \times 5}{365} \times \text{控除日数} \\ &+ \text{控除日に行った時間外勤務等に対して支給される給与} \end{aligned}$$

法第2条第6項による額（同条第4項本文計算）

$$= \frac{1 \text{ 日当たりの寒冷地手当の額} \times \text{総日数} + \text{給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

法第2条第6項による額（同条第4項ただし書計算）

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額} \times 1}{\text{勤務した日数} \times 2} \times \frac{60}{100} + \\ &\frac{1 \text{ 日当たりの寒冷地手当の額} \times \text{総日数} + \text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} \times 3 - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \end{aligned}$$

注意事項

- 1 控除日に支払われたものは除く。
- 2 控除日が含まれていればその日数を差し引く。その際、控除日数の中に、勤務した日数に含まれない日（週休日等）が含まれている場合には、この日数を差し引いてから計算する。
- 3 控除日に行った時間外勤務手当等に対して支給された額は除く。

問1 配偶者が出産した際に取得できる「出産支援休暇」を取得した日は、控除日となりますか。

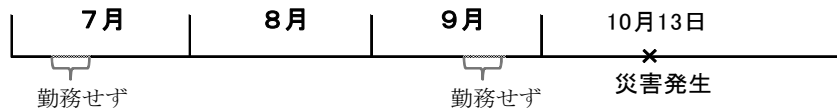
答1 「出産支援休暇」は、控除日に該当しません。これは、通常の出産は疾病とはされませんので、「親族の負傷又は疾病の看護のため勤務することができなかった日」に該当しないことによるものです。

問2 控除日となる「親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日」とは、どの休暇をいうのでしょうか。

答2 「子どもの看護休暇」及び「短期の介護休暇」です。なお、これら休暇の名称は、自治体により若干異なる場合（「子の看護休暇」とするなど）がありますが、趣旨が同一であれば同様に取り扱いします。

計 算 例 (4)	法第2条第6項による計算 (控 除 計 算)	[ケース] 10月13日に被災した者が、7月10日から7月14日までと9月19日から9月22日まで、私病で休んでいた場合
--------------	---------------------------	---

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	備考	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	控除事由	
勤務した日数	23日	21日	22日	66日		
控 除 日 数	5日		4日	9日		
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円	7/9～7/13 私病5日間 (年休3日、 週休2日)
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円	
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円	
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円	9/24～9/27 私病4日間 (年休2日、 週休2日)
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円	
	時 間 外 勤 務 手 当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円	
	月 額 特 勤 手 当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円	
	日 額 特 勤 手 当	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円	
計	383,880 ¹ / ₃ 円	383,344 ¹ / ₃ 円	387,712 ¹ / ₃ 円	1,154,937円		

※ 控除日に給与は減額されていません。

[計算方法]

(控除する給与)

月額で支給されるべき給与の月額(給料+扶養手当+地域手当+住居手当+月額特勤手当+通勤手当の月額相当分)÷その月の総日数×控除日数

$$\begin{cases} 7月分 & 360,350\frac{1}{3}円 \div 31日 \times 5日 = 58,121.02円 \dots a \\ 9月分 & 360,350\frac{1}{3}円 \div 30日 \times 4日 = 48,046.71円 \dots b \end{cases} \quad \therefore a + b = 106,167.73円$$

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項本文)による額)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{給与総額} - \text{控除する給与}}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \\ &= (1,154,937円 - 106,167.73円) \div (92日 - 9日) = 1,048,769.27円 \div 83日 = 12,635.77円 \end{aligned}$$

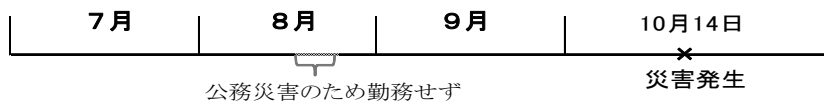
◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項ただし書)による額)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数}^{\ast}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \\ &= 73,886円 \div (66日 - 5日^{\ast}) \times 60/100 + \{(1,154,937円 - 73,886円) - 106,167.73円\} \div (92日 - 9日) \\ &= 12,472.32円 \end{aligned}$$

※ この例では、控除日9日間のうち週休日4日間は勤務した日に含まれないため、3か月間の勤務した日数から差し引くのは、年休5日間のみとなります。

計 算 例 (5)	法第2条第6項による計算 (控 除 計 算)	[ケース] 10月14日に被災した者が、8月12日から8月24日まで公務災害の療養のために休業していた場合
-----------	---------------------------	--

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	備考	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	控除事由	
勤務した日数	23日	12日	22日	57日		
控 除 日 数		13日		13日		
給 与	給 料	253,700円	152,220円	253,700円	659,620円	8/12~8/24 公務災害 13日間 (この間、 給与の支給なし)
	扶 養 手 当	19,500円	12,300円	19,500円	51,300円	
	地 域 手 当	46,444円	27,968円	46,444円	120,856円	
	住 居 手 当	8,800円	5,000円	8,800円	22,600円	
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	6,000円	9,073 ¹ / ₃ 円	24,146 ² / ₃ 円	
	時間外勤務手当	11,118円	3,832円	9,580円	24,530円	
	月額特勤手当	22,833円	13,699円	22,833円	59,365円	
	日額特勤手当	5,290円	2,760円	5,060円	13,110円	
計	376,758 ¹ / ₃ 円	223,779円	374,990 ¹ / ₃ 円	975,527 ² / ₃ 円		

- ※ 公務災害のため支払われなかった(減額された)給与の額は、
給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当+月額特勤手当=143,163¹/₃円
- ※ 減額前の給与の金額は、それぞれ7月分と同額です。

[計算方法]

(控除する給与)

月額で支給されるべき給与の月額(減額前の給料+減額前の扶養手当+減額前の地域手当+減額前の住居手当+減額前の月額特勤手当+減額前の通勤手当の月額相当分)÷その月の総日数×控除日数
=360,350¹/₃円÷31日×13日=151,114.65円

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項本文)による額)

$$= \frac{\text{給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与の額})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

$$= \{975,527\frac{2}{3}\text{円} - (151,114.65\text{円} - 143,163\frac{1}{3}\text{円})\} \div (92\text{日} - 13\text{日}) = 12,247.80\text{円}$$

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項ただし書)による額)

$$\frac{\text{日、時間又は出来高規制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数} \times 60} + \frac{\text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

$$= 37,640\text{円} \div 57\text{日} \times 60/100 + \{ (975,527\frac{2}{3}\text{円} - 37,640\text{円}) - (151,114.65\text{円} - 143,163\frac{1}{3}\text{円}) \} \div (92\text{日} - 13\text{日})$$

$$= 12,167.55\text{円}$$

- ※ この例では、勤務した日数に控除日は含まれていないため、控除日数を差し引く必要はありません。

4 規則第3条第1項による計算（過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算）

過去3か月間に全く給与を受けていない場合、これまでの方法では平均給与額を算定できません。また、給与を受けており、原則計算等を行うことができたとしても、その額をもとに平均給与額を算定したのでは著しく公正を欠くこととなる場合もあります。そこで、次表に示すとおり、平均給与額の総額をその期間の総日数で除して算出します。

	規則第3条第1項による計算を行う場合	「その期間」
(1)	給与を受けない期間が過去3か月間の全日数にわたる場合	その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの期間
(2)	控除事由（P.284参照）の存する期間が過去3か月間の全日数にわたる場合	控除事由のやんだ日から災害発生日までの期間
(3)	採用の日の属する月に災害を受けた場合	採用の日から災害発生日までの期間

また、その期間に支払われた給与の総額の算出方法は、次のとおりです。

[その期間に支払われた給与の総額]

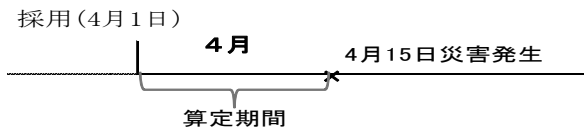
=月額で支給することとされている給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）

$$\times \frac{\text{その期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日数}}$$

$$+ \text{その期間の時間外勤務手当等の額} \times \frac{\text{寒冷地手当の月額} \times 5}{365} \times \text{その期間の総日数}$$

計 算 例 (6)	規則第3条第1項による計算（過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算）	[ケース] 4月1日に採用され、4月15日に被災した場合
-----------	--	---------------------------------

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間		4 月	計
総 日 数		30 日	30 日
給 与	給 料	182,400 円	182,400 円
	扶 養 手 当	13,500 円	13,500 円
	地 域 手 当	33,303 円	33,303 円
	住 居 手 当	8,800 円	8,800 円
	通 勤 手 当	12,000 円	12,000 円
	時 間 外 勤 務 手 当	4,790 円	4,790 円
	計	254,793 円	254,793 円

※ この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は8日、4月1日～4月15日における同日数は4日です。

[計算方法]

(採用の日から災害発生の日までの期間(4月1日～4月15日)に支払われた給与の総額)
給与の月額(給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当の月額相当分)

$$\times \frac{\text{その期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日数}} + \text{その期間の時間外勤務手当の額}$$

$$= (182,400 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (13,500 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (33,303 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}})$$

$$+ (8,800 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (12,000 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + 4,790 \text{ 円} = 129,791.50 \text{ 円}$$

◎ 規則第3条第1項による額

$$= \frac{\text{4月1日～4月15日までの給与総額}}{\text{4月1日～4月15日までの総日数}} = \frac{129,791.50 \text{ 円}}{15 \text{ 日}} = 8,652.76 \text{ 円}$$

◎ 規則第3条第1項ただし書による額(法第2条第4項ただし書による額)

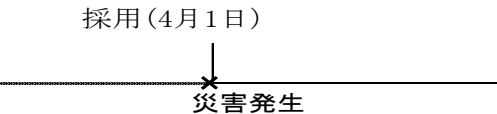
$$= \frac{\text{時間外勤務手当の額}}{\text{勤務した日数}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与の額}}{\text{その期間の総日数}} = \frac{4,790 \text{ 円}}{11 \text{ 日}} \times \frac{60}{100} + \frac{125,001.50 \text{ 円}}{15 \text{ 日}} = 8,594.70 \text{ 円}$$

なお、上述の計算方法により平均給与額を算定した場合においても、法第2条第4項のただし書(最低保障計算)及び同条第6項(控除計算)の規定は準用されます。

5 規則第3条第2項による計算（採用の日に災害を受けた場合の計算）

これまでに述べた各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実に支払われたか否かにかかわらず、災害発生の日において、給与法令上その職員について決定されている給料の月額、扶養手当の月額（扶養親族数に応じて算出した額をいうため、月の途中で採用された場合、給与法令上は当該月に係る扶養手当は支給されませんが、この場合であっても平均給与額算定の基礎に含めます。）、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当（特殊勤務手当ではないので注意）の月額並びにへき地勤務手当の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額（以下「基本的給与」という。）の合計額を30で除して得た額が平均給与額となります。

規則第3条第2項による額
 = 基本的給与の月額 ÷ 30

計 算 例 (7)	規則第3条第2項による計算 (採用された日に災害を受けた場合の計算)	[ケース] 4月1日に採用され、同日に公務災害を受けた場合
<p>[図 解]</p> <div style="text-align: center;"> <p>採用(4月1日)</p>  <p>災害発生</p> </div>		
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 規則第3条第2項による額</p> <p>基本的給料の月額 ÷ 30</p> <p>= (給与 + 扶養手当 + 地域手当 + 特地勤務手当 + へき地勤務手当) ÷ 30</p> <p>= (182,400 円 + 0 円 + 31,008 円 + 0 円 + 0 円) ÷ 30</p> <p>= 7,113.60 円</p>		

6 規則第3条第3項による計算（比較計算）

これまで述べてきた平均給与額の算定方法は、災害発生の時点において行うものであり、この平均給与額は、災害発生の時点において行う補償の基礎としては妥当なものといえます。しかし、例えば、数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治ゆし、障害補償の支給事由が生じた場合等において、なお当初の平均給与額を基礎とすると、その間のベースアップ等による給与水準の変化等を考慮すれば必ずしも妥当なものとはいえず、他との均衡上、公正を欠くような場合も生じます。

そこで、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与を30で除して得た額が、他の算定方法により得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

規則第3条第3項による額
 = 補償を行うべき事由が生じた日に受ける基本的給与の額 ÷ 30

(1) 補償を行うべき事由の生じた日

補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日をいいます。

補償を行うべき事由の生じた日

〔休業補償〕

療養のため勤務することができず、給与を受けない日

〔傷病補償年金〕

療養開始後1年6か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

〔障害補償〕

負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日（法第29条第9項の規定により新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償一時金を支給すべきこととなった場合及び法附則第5条の2第1項の規定により障害補償年金差額一時金を支給すべきこととなった場合には、それぞれ当該一時金を支給すべきこととなった日）

〔遺族補償〕〔葬祭補償〕

死亡した日（法第36条第1項第2号に掲げる場合に該当して新たに遺族補償一時金を支給すべきこととなった場合には、当該遺族補償一時金を支給すべきこととなった日）

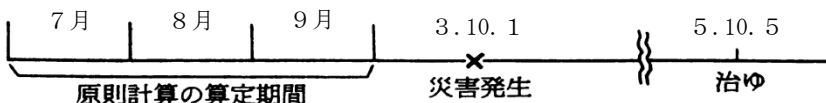
なお、公務又は通勤による傷病が再発した場合及び再発した傷病が治ゆした場合における補償を行うべき事由の生じた日とは、再発した傷病にかかる補償を行うべき事由の生じた日をいいます。

(2) 補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与

補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与とは、補償を行うべき事由の生じた日において在職している場合には、同日において現に受けている基本的給与のことであります。

また、職員が、在職中に被災した公務又は通勤による傷病の療養中に離職した場合、離職後に補償を行うべき事由が生じることもあります。この場合には、現実に受ける給与がありませんので、離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、補償事由の生じた日において受けることとなる基本的給与（離職時の等級号棒を固定し、かつ、離職後は扶養家族の異動がなかったものとする。給与改定に伴うベースアップ等は反映させる。）の額を用います。

また、地域手当並びに特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当は、在職者については支払われていたならばそのまま対象となりますが、離職者については、離職当時に支払われており、かつ、異動保障として支払われる手当については、補償を行うべき事由の生じた時点でその保障期間にある場合に限り対象となります。

計 算 例 (8)	規則第3条第3項 による計算 (比 較 計 算)	[ケース] 令和3年10月1日に被災し、約2年の療養を継続した後、令和5年10月5日に後遺障害（障害等級に該当する。）を残し治った場合
[図 解] 		
[給与内訳]	令和3年7、8、9月の給与総額 令和5年10月5日現在の基本的給与額	1,366,392円 452,704円
[計算方法] ◎ 法第2条第4項本文による額 $\frac{7、8、9月の給与総額}{7、8、9月の総日数} = \frac{1,366,392円}{92日} = 14,852.08円$ ◎ 規則第3条第3項による額 $令和5年10月5日現在の基本的給与額 \div 30 = \frac{452,704円}{30} = 15,090.13円$		

(3) その他

この規則第3条第3項による計算は、補償を行うべき事由が生じた日に必ず行います。

特に、休業補償については、療養のため休業して給与を受けない日ごとに補償を行うべき事由が発生するので、被災職員が昇給、昇格等をした場合には再度この計算を行って、比較する必要があります。

7 規則第3条第4項による計算（災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算）

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいう。以下同じ。）においては、平均給与額の自動改定制度が定められていますが（「第3の3」P.294参照）、これとの均衡を図るため、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合において、補償事由発生日における平均給与額が、災害発生の日（当該災害発生の日が昭和60年4月1日以前であるときは、昭和60年4月1日）を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額に総務大臣が定める率（スライド率）を乗じて得た額に満たないときは、その額を平均給与額とします。

規則第3条第4項による額

= 災害発生の日を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額（端数処理しない）×スライド率

スライド率は、災害発生の日の属する期間の区分に応じて、その率が定められています（「第6 平均給与額のスライド率早見表」P.298参照）。

8 規則第3条第6項による計算（基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算）

この規定による算定方法は、これまで述べてきた1から7までの算定方法の特例であり、別途計算方法を定めているものではありません。これまでの算定方法によってもなお平均給与額を公正に算定することができない場合に、基金が総務大臣の承認を得て別途定めるとされているものです。具体的には、「地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について」（平成3年4月1日付地基企第17号通知）があり、給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る平均給与額の計算の特例等が定められています。

☆平均給与額の端数処理について☆

これまでの1から8までの算定方法により計算した額に1円未満の端数がある場合には、切り上げた金額を平均給与額とします。

なお、計算途中では端数処理をしません（例外として、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定の計算に当たっては、1から8までの算定方法により確定した平均給与額にスライド率を乗じます。）。

「平均給与額算定書」においては、便宜上、銭2桁目まで計算しますが、これ以下の端数について、切上げや四捨五入等の処理を行うものではありません。

第3 その他の算定方法

第2で述べた1から8までの算定方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合等には、次のような算定方法によることとされています。

1 最低保障額（規則第3条第7項）

年金たる補償以外の補償額を算定するために用いる平均給与額については、前述の計算方法によって得られた額が総務大臣の定める額（最低保障額）に満たない場合、当該総務大臣の定める額を平均給与額とします（「第7 平均給与額の最低保障額早見表」P. 299 参照）。

2 休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第13項）

療養の開始後1年6か月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、傷病補償年金との均衡を考慮し、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額が設けられています。この「1年6か月を経過した日」とは、療養を開始した日の属する月の翌月から起算して18か月目の月において当該療養を開始した日に当たる日をいいます。傷病がいったん治癒した後に再発した場合には、初発の傷病に係る療養期間を通算して算定します。

被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する階層の最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額及び最高限度額を平均給与額とします（「第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額」P. 296～297 参照）。

なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度において用いられている額を考慮して総務大臣が定めることとされています。

3 年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第2条第9項）と最低限度額及び最高限度額の適用（法第2条第11項）

- (1) 年金たる補償の額の自動改定による年金額の改定を行うに当たっては、年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）にスライド率（「第6 平均給与額のスライド率早見表」P.298参照）を乗じて得た額（以下「改定率を乗じて得た額」という。）と最低限度額及び最高限度額（「第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額」P.296～297参照）とを比較して、改定後の年金たる補償の平均給与額を決定します。
- (2) 改定率を乗じて得た額が、最低限度額以上で最高限度額以下の場合には、改定率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額）を改定後の年金たる補償の平均給与額とします。
- (3) 最高限度額適用の経過措置

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和61年法律第95号）の施行日（昭和62年2月1日）の前日に年金たる補償を受ける権利を有していた者で施行日後も年金たる補償を受ける権利を有しているものについては、1月31日現在のその者の平均給与額（以下「施行前平均給与額」という。）が最高限度額を超えている場合であっても、なお施行前平均給与額が保障されます。また、施行日の前日においては最高限度額を下回っていたが、その後、施行前平均給与額が最高限度額を上回るようになった場合も同様です。ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライドは行われません。

遺族補償年金の受給権者の失権又は行方不明により次順位者に転給される場合も、先順位者に対して保障されていた施行前平均給与額が後順位者に対しても保障されます。ただし、施行日前に法附則第7条の2第2項に規定する特例遺族であって支給停止解除年齢に達していなかったものが単に施行日後に支給停止解除年齢に達し、遺族補償年金を受ける権利を有することとなった場合には、この経過措置は適用されません。

4 派遣法による派遣の場合の平均給与額

派遣法による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生日からではなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3か月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額です。

なお、平均給与額の特例として、派遣前3か月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算及び給与を受けない期間が派遣前3か月間の全日数にわたる場合等の計算等国内における場合と同様の計算方法が設けられています（昭和63年4月1日地基企第21号理事長通知）。

5 派遣された職員が派遣をした地方公共団体等に復帰した場合における平均給与額の計算の特例

地方自治法第252条の17（同法第283条において特別区に適用し、及び第292条において地方公共団体の組合に準用する場合を含む。）又は地方独立行政法人法第91条の規定に基づき派遣された職員が、派遣を受けた地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）の事務に関して災害を受けた場合には、本来その補償責任は、派遣を受けた地方公共団体等に存することとなりますが、その特殊性を考慮し、派遣をした地方公共団体等に復帰した場合の平均給与額の計算について、次のとおり特例が設けられています。

派遣を受けた地方公共団体等から支払われた給与を基礎として法第2条第4項から第7項までの規定により計算した平均給与額が、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額に満たないときは、当該金額を平均給与額とします（平成3年4月1日地基企第17号理事長通知第7）。

(1) 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等に在職中である場合

当該補償事由発生日において派遣をした地方公共団体等から支払われる給与を基準として規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額

(2) 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等を離職した後である場合

当該補償事由発生日まで離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、同日において派遣をした地方公共団体等から受けることとなる給与を基準として計算して得た金額

第4 給与改定に伴う平均給与額の再計算

平均給与額は、補償の決定の際に算定されるものですが、当初に決定した平均給与額の算定の基礎となった給与（給料及び諸手当等）が、給与条例の改正等により遡及して改定された場合には、改定後の給与を基礎として平均給与額の再計算を行う必要があります。

給与改定に伴う再計算は、「過去3か月間」に支給された給与が差額の追給を受けたときだけでなく、比較計算の基礎となった基本的給与の月額（給料月額、扶養手当等）が改定された場合にも、現実に差額が支給されているか否かにかかわらず再計算を行う必要があります。なお、補償がすべて完結している場合であっても、当該補償の算定基礎となった給与について改定が行われた場合には、給与改定に伴う平均給与額の再計算を行う必要があります。

問 7月22日に被災した職員が、7月23日から8月29日まで休業し、休業補償を受けました。その後、障害を残すことなく9月21日に治癒しました。11月5日に給与改定が行われ、4月1日に遡及して給与の差額が支払われることになりました。この場合、すべての補償は完結していますが、平均給与額を再計算する必要はありますか。

4/1 5/1 6/1 7/1 7/22 8/29 9/21 11/5

災害発生 休業 治癒 給与改定（4/1に遡及）



平均給与額算定期間

答 4月1日に遡及して給与が改定されるとのことですので、平均給与額の算定基礎となる給与総額が増額されることとなり、また、比較計算の基礎となった基本的給与の月額も変更されることとなります。したがって、平均給与額を再計算する必要があり、さらに、再計算をすると、平均給与額が変わりますので、休業補償及び休業援護金の差額を請求する必要があります（P. 154、156参照）。

第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額

この早見表は、法第2条第11項（平成3年3月31日までは同条第9項）及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額をまとめたものです。休業補償に係る最低限度額及び最高限度額は、平成4年4月1日以後に療養開始後1年6か月以上経過して支給事由が発生した休業補償にかかる平均給与額について適用されます。平成24年度以前のものが必要なときは、基金都支部にお問い合わせください。

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,955円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,376円
70歳以上	3,970円	12,935円

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,001円
70歳以上	3,940円	13,040円

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,991円
70歳以上	3,950円	13,005円

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,579円
70歳以上	3,950円	13,207円

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,751円	13,287円
20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,558円
70歳以上	3,930円	13,287円

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,291円
70歳以上	3,940円	13,284円

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

令和6年4月1日以降、支給すべき対象期間につき、平均給与額の最低限度額及び最高限度額の改訂があった場合は、それに従ってください。

第6 平均給与額のスライド率早見表

地方公務員災害補償法第2条第9項及び同法施行規則第3条第4項に基づく算定を行う際に定められたものをまとめたものです。法第2条第9項の計算を行う際には、「補償事由発生日」を「支給すべき年金の属する期間」と、「災害発生日」は「年金たる補償を支給すべき事由が生じた日」と読み替えてください。平成25年度以前のものが必要な場合は、基金都支部にお問い合わせください。

令和6年4月1日以降改訂があった場合は、それに従ってください。

補償事由発生日 災害発生日	H26.4.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ H29.3.31	H29.4.1 ～ H30.3.31	H30.4.1 ～ H31.3.31	H31.4.1 ～ R 2.3.31	R 2.4.1 ～ R 3.3.31	R 3.4.1 ～ R 4.3.31	R 4.4.1 ～ R 5.3.31	R 5.4.1 ～ R 6.3.31
S60. 6. 30 以前	1.45	1.46	1.46	1.46	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47
S60. 7. 1～S61. 3. 31	1.37	1.38	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39
S61. 4. 1～S62. 3. 31	1.34	1.35	1.35	1.35	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36
S62. 4. 1～S63. 3. 31	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34
S63. 4. 1～H元. 3. 31	1.29	1.29	1.29	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
H元. 4. 1～H 2. 3. 31	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26
H 2. 4. 1～H 3. 3. 31	1.20	1.20	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
H 3. 4. 1～H 4. 3. 31	1.15	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.17	1.17	1.17
H 4. 4. 1～H 5. 3. 31	1.11	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.13	1.13	1.13	1.13
H 5. 4. 1～H 6. 3. 31	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
H 6. 4. 1～H 7. 3. 31	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08
H 7. 4. 1～H 8. 3. 31	1.05	1.05	1.05	1.05	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
H 8. 4. 1～H 9. 3. 31	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
H 9. 4. 1～H10. 3. 31	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
H10. 4. 1～H11. 3. 31	0.99	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H11. 4. 1～H12. 3. 31	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
H12. 4. 1～H13. 3. 31	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98
H13. 4. 1～H14. 3. 31	0.96	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98
H14. 4. 1～H15. 3. 31	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	1.00
H15. 4. 1～H16. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
H16. 4. 1～H17. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H17. 4. 1～H18. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H18. 4. 1～H19. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H19. 4. 1～H20. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H20. 4. 1～H21. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H21. 4. 1～H22. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H22. 4. 1～H23. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H23. 4. 1～H24. 3. 31	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H24. 4. 1～H25. 3. 31	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H25. 4. 1～H26. 3. 31	—	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H26. 4. 1～H27. 3. 31	—	—	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H27. 4. 1～H28. 3. 31	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H28. 4. 1～H29. 3. 31	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
H29. 4. 1～H30. 3. 31	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H30. 4. 1～H31. 3. 31	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00
H31. 4. 1～R 2. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00
R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00
R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00

第 7 平均給与額の最低保障額早見表

適用年月日	昭和60年4月1日～ 平成3年9月30日	平成3年10月1日～ 平成7年7月31日	平成7年8月1日～ 平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成9年3月31日	平成9年4月1日～ 平成10年3月31日
最低保障額	3,210 円	3,960 円	4,180 円	4,260 円	4,330 円

適用年月日	平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	平成11年4月1日～ 平成12年3月31日	平成12年4月1日～ 平成13年3月31日	平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	平成14年4月1日～ 平成15年3月31日
最低保障額	4,380 円	4,410 円	4,350 円	4,270 円	4,250 円

適用年月日	平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日
最低保障額	4,120 円	4,140 円	4,160 円	4,090 円	4,120 円

適用年月日	平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日
最低保障額	4,110 円	4,080 円	4,050 円	3,960 円	3,970 円

適用年月日	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
最低保障額	3,940 円	3,950 円	3,930 円	3,940 円	3,960 円

適用年月日	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～
最低保障額	3,970 円	3,940 円	3,980 円